

吹田市健都イノベーションパーク利用事業

(第2アライアンス棟(第I期)整備・運営事業)別紙4-2(Bパターン)基本協定書(案)

修正箇所対照表 (令和7年5月21日時点)

_____ は修正箇所

修正前	修正後
◆基本協定書(案) 3ページ	
(本施設の設計及び建設) 第8条 乙 [の代表法人] は、本協定、定期借地権設定契約及び実施要項に従い、関係法令等を遵守のうえ、本施設の設計及び建設を行う。なお、設計及び建設に際しては、周辺環境に配慮するとともに、「摂津市開発協議基準」に基づき周辺住民への説明の場を設けなければならない。	(本施設の設計及び建設) 第8条 乙 <u>[の代表法人]</u> は、本協定、定期借地権設定契約及び実施要項に従い、関係法令等を遵守のうえ、本施設の設計及び建設を行う。なお、設計及び建設に際しては、周辺環境に配慮するとともに、「摂津市開発協議基準」に基づき周辺住民への説明の場を設けなければならない。
◆基本協定書(案) 6ページ・7ページ	
(不可抗力による措置等) 第18条 (略) 6 第1項から第4項までに規定する不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等の自然災害及び戦争、騒乱、暴動、火災その他通常の前想を超えた人為的な事象であって、当事者の責めに帰することができない事由をいう。	(不可抗力による措置等) 第18条 (略) 6 第1項から第4項までに規定する不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等の自然災害、 <u>パンデミック等の感染症の蔓延</u> 及び戦争、騒乱、暴動、火災その他通常の前想を超えた人為的な事象であって、当事者の責めに帰することができない事由をいう。
◆基本協定書(案) 8ページ	

修正前	修正後
(事業実施に関するモニタリング調査) 第22条 甲は、本施設の設計、建設、運営、維持管理等に関し、モニタリング調査を行うものとし、乙は、甲の要請に従い、速やかにこれに協力しなければならない。	(事業実施に関するモニタリング調査) 第22条 甲は、本施設の設計、建設、運営、維持管理等に関し、<u>必要に応じてモニタリング調査を行うことができる。この場合において</u>、乙は、甲の要請に従い、速やかにこれに協力しなければならない。
◆基本協定書（案） 12 ページ 別記1 保有個人情報取扱いに係る特記事項	
(個人情報を取扱う際の基本的事項) 第2条 (略) <u>(第三者への委託)</u> <u>第3条 乙は、本事業の全部又は主要な部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。</u> <u>2 乙は本事業の主要な部分を除く一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、本事業の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。</u> <u>第4条 (略)</u> <u>第5条 (略)</u> <u>第6条 (略)</u>	(個人情報を取扱う際の基本的事項) 第1条 (略) <u>(第三者への委託)</u> <u>第3条 削除</u> <u>第3条 (略)</u> <u>第4条 (略)</u> <u>第5条 (略)</u>

修正前	修正後
<u>第7条 (略)</u>	<u>第6条 (略)</u>
<u>第8条 (略)</u>	<u>第7条 (略)</u>
<u>第9条 (略)</u>	<u>第8条 (略)</u>
<u>第10条 (略)</u>	<u>第9条 (略)</u>
<u>第11条 (略)</u>	<u>第10条 (略)</u>
2 本特記事項に定める事項（ <u>第3条を除く</u> ）は、 <u>第3条により</u> 乙から再委託を受けた受任者又は下請負人についても適用する。	2 本特記事項に定める事項 （第3条を除く） は、 第3条により 乙から再委託を受けた受任者又は下請負人についても適用する。